

道路法による道路内に建築される料金精算所等に係る建築 基準法第43条及び第44条の取り扱いについて

平成27年2月10日
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

【取扱い】

道路法による道路内に建築される料金精算所、材料倉庫、洗車場、変電所、待機所、換気機械室、管理事務所及びこれらに類するもの
に係る建築基準法第43条及び第44条の取扱いは以下のとおりとする。

道路の形態	建築基準法第43条・法第44条	
	①敷地の設定ができる場合	②敷地の設定ができず道路内である場合
1 自動車のみ の交通の用に 供する道路 及び特定高 架道路等	法第43条第1項 ただし書の許 可が必要	道路内建築物 (公益上必要 な建築物)に 該当し、法第 44条第1項第 2号の許可が 必要
2 1以外の道路	許可を要しない	

【解説】

建築物として扱うべき道路の附属物について、必要となる許可を整理するもの。

1 ②については、当該道路は建築基準法第43条の接道規程を満たす道路ではないが、建築基準法第44条第1項第2号の許可を取ることで、支障なく建築物から道路に避難できること等を確認した上で許可されるものであるため、あらかじめ建築基準法第43条ただし書きによる許可は要しないものとする。

なお、料金徴収所、補修用材料置場、道路管理用車庫等については、「道路法上の「道路の付属物」の取扱いについて」(平成13年3月23日制定、平成27年2月10日改正)に定められているとおり、道路の一部として取扱い、建築物としては取扱わない(建築確認申請及び建築基準法第44条第1項第2号の許可は不要)。

参考

<国通達例規>昭和45年1月29日住街発第1550号「道路附属物等の取扱い」
昭和54年2月8日東住街発第15号「自転車駐車場の上屋の取扱いについて」

<鳥取県取扱い>平成13年3月23日制定、平成27年2月10日改正「道路法上の「道路の付属物」の取扱いについて」